



# 放電ランプ（蛍光ランプを除く）－安全仕様

JIS C 7624 : 2013

(JELMA/JSA)

平成 25 年 3 月 21 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

## 日本工業標準調査会標準部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	大崎 博之	東京大学
(委員)	岩本 佐利	一般社団法人日本電機工業会
	岩本 光正	東京工業大学
	上原 京一	株式会社東芝
	大石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	長田 明彦	一般社団法人日本配線システム工業会
	熊田 亜紀子	東京大学
	佐々木 喜七	一般財団法人日本電子部品信頼性センター
	島田 敏男	一般社団法人電気学会
	下川 英男	一般社団法人電気設備学会
	鈴木 篤	一般社団法人日本電球工業会（日立アプライアンス 株式会社）
	住谷 淳吉	一般財団法人電気安全環境研究所
	田中 智	一般社団法人日本電機工業会
	豊馬 誠	電気事業連合会
	中根 育朗	一般社団法人電池工業会
	原田 真昭	一般社団法人日本電線工業会
	飛田 恵理子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟
	前田 育男	IEC/ACOS 専門委員（IDEC 株式会社）
	山田 秀	筑波大学

---

主務大臣：経済産業大臣 制定：平成 18.7.20 改正：平成 25.3.21

官報公示：平成 25.3.21

原案作成者：一般社団法人日本電球工業会

（〒110-0016 東京都台東区台東 4-11-4 三井住友銀行御徒町ビル TEL 03-6803-0501）

一般財団法人日本規格協会

（〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571）

審議部会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 稲葉 敦）

審議専門委員会：電気技術専門委員会（委員会長 大崎 博之）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
<b>序文</b>	1
<b>1 適用範囲</b>	1
<b>2 引用規格</b>	1
<b>3 用語及び定義</b>	2
<b>4 一般的安全要求事項</b>	4
<b>4.1 一般事項</b>	4
<b>4.2 表示</b>	4
<b>4.3 機械的要求事項</b>	5
<b>4.4 電気的要求事項</b>	6
<b>4.5 熱的要求事項</b>	7
<b>5 個別安全要求事項</b>	8
<b>5.1 高圧ナトリウムランプ</b>	8
<b>5.2 メタルハライドランプ</b>	8
<b>6 照明器具設計のための情報</b>	9
<b>6A 安定器設計のための情報</b>	9
<b>7 評価</b>	9
<b>7.1 一般事項</b>	9
<b>7.2 製造業者の記録による全製品の評価</b>	9
<b>7.3 ロット判定</b>	10
<b>7.3A 検査</b>	10
<b>附属書 A (規定) 口金及びゲージリスト</b>	12
<b>附属書 B (規定) 引張試験及びねじり試験の値</b>	13
<b>附属書 C (規定) ねじり試験用ホルダ</b>	14
<b>附属書 D (規定) 耐熱性試験のための指示</b>	16
<b>附属書 E (規定) 始動器内蔵形ランプのパルス高さの測定方法</b>	17
<b>附属書 F (参考) 照明器具設計のための情報</b>	20
<b>附属書 G (規定) 設計試験の合否条件</b>	23
<b>附属書 H (規定) シンボルマーク</b>	24
<b>附属書 I (規定) 石英発光管メタルハライドランプの密閉性試験</b>	25
<b>附属書 J (規定) セラミック発光管メタルハライドランプの密閉性試験</b>	29
<b>附属書 JA (参考) 安定器設計のための情報</b>	32
<b>附属書 JB (参考) JIS と対応国際規格との対比表</b>	33
<b>解 説</b>	36

## まえがき

この規格は、工業標準化法第14条によって準用する第12条第1項の規定に基づき、一般社団法人日本電球工業会（JELMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS C 7624:2006**は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# 放電ランプ（蛍光ランプを除く）－安全仕様

Discharge lamps (excluding fluorescent lamps)—Safety specifications

## 序文

この規格は、1999年に第1版として発行された **IEC 62035, Amendment 1:2003 及び Amendment 2:2012** を基とし、我が国の実情及び独自製品に合わせるため、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。ただし、追補（Amendment）については、編集し、一体とした。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JB** に示す。また、**附属書 JA** は対応国際規格にはない事項である。

## 1 適用範囲

この規格は、一般照明用放電ランプ（蛍光ランプを除く。）（以下、ランプという。）の安全性について、合否判定に必要な試験方法とともに規定する。この規格の対象は、低圧ナトリウムランプ及び高輝度放電ランプ（HIDランプ）であり、HIDランプとは、高圧水銀ランプ（安定器内蔵形水銀ランプを含む。）、高圧ナトリウムランプ及びメタルハライドランプで、**附属書 A** に規定する口金をもつ片口金形及び両口金形のランプとする。ランプは、**JIS C 8119** 及び **JIS C 8147-2-9** に規定する安定器、**JIS C 8147-1**、**JIS C 8147-2-1** 及び **IEC 60927** に規定する始動装置、並びに **JIS C 8105-1** に規定する照明器具で、供給電圧が定格電圧の90～110%の範囲で使用したときに、安全に動作する必要がある。

この規格の対象外の口金をもつランプについても、この規格に該当する項目を可能な限り適用する。

**注記 1** この規格は、安全性だけを規定している。性能については、**JIS C 7604**、**JIS C 7610**、**JIS C 7621** 及び **JIS C 7623** を参照する。

**注記 2** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

**IEC 62035:1999, Discharge lamps (excluding fluorescent lamps)—Safety specifications, Amendment 1:2003 及び Amendment 2:2012 (MOD)**

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1**に基づき、“修正している”ことを示す。

## 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS C 7621** 高圧ナトリウムランプ－性能仕様

**注記** 対応国際規格：**IEC 60662, High-pressure sodium vapour lamps—Performance specifications (MOD)**